運動部活動顧問等の部活動等指導中における
暴力・体罰・セクハラ等に対する大阪中学校体育連盟の対応

大阪中学校体育連盟

1　本連盟が主催する大会における監督等の条件

大阪中学校体育連盟主催大会（予選会含む）に出場するチーム・参加生徒の引率者、監督者、部活動指導員、外部指導者は、部活動等の指導中※における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること。地域クラブ活動の代表者及び指導者については、（公財）日本スポーツ協会公認指導者の処分等に該当していない者であること。

なお、懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等に対する指導措置は、校長が行い、監督等の条件及び対応等は、上記と同様に考える。

※　本連盟主催大会及び日々の運動部活動・地域クラブ活動の練習及びこれらに付随する指導に関わる場面における指導者等の暴力・体罰・セクハラ等の根絶が目的となることから、通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別することとなるが、目的の達成に支障が出ると考えられるような事象である場合は、会長及び理事長の判断により対処する。

●　以下の文を本連盟主催大会各競技要項の「引率者及び監督」の項に記載する

大阪中学校体育連盟が主催する大会に出場するチーム・参加生徒の引率者、監督者、部活動指導員等は、部活動等の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。また、地域クラブ活動の指導者においては、（公財）日本スポーツ協会（関係競技団体）公認指導者の処分等に該当していない者であることとしている。

校長（代表者）は、この点を確認して、大会申込書を作成する。

なお、外部指導者は、校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。

2　本連盟による対応・処置の対象となる者

・各中学校等に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等
・本連盟に登録をしている地域クラブ活動の代表者及び指導者※

※　少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保すべく、学校部活動に代わり行われている地域クラブ活動について参加を認めていることから、学校の教職員が当該団体等の代表者及び指導者等を担っている場合があるが、この場合は、当該代表者及び指導者等が任命権者又は学校設置者からの懲戒処分等についても対応・処置の対象とする。

3　本連盟の対応

①　暴力等により任命権者又は学校設置者、（公財）日本スポーツ協会、関係競技団体等から処分等を受けていることが明確になった教職員及び指導者は、本連盟における全ての役職を停止する。

※　後任の補充は、本連盟会長、該当競技部長と相談し選出する。

②　暴力等により任命権者又は学校設置者等から懲戒処分を受けていることが明確になった

指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。

4　判定及びその時期

・学校の教職員にあっては、当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

・地域クラブ活動の代表者等にあっては、（公財）日本スポーツ協会、関係競技団体等から処分等を受けた時点※

※　本連盟に登録をしている地域クラブ活動は、処分等を受けた時点で本連盟に報告することを基本とし、やむを得ない事情等により報告ができない場合を除き報告が適切に行われない場合で、処分を受けたことが発覚した場合は、下記違反行為回数に限らず、以降一切の資格を認めない。

5　期間

①　違反行為１回目

上記時点から「２年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する競技種目が変更となっても継続するものとする。

②　違反行為２回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。

6　本対応は、令和６年１０月３０日より施行適用する。

ここでいう地域クラブ活動は、令和９年度末までは、認定を受けていない活動も含めた地域クラブ活動全般をさす

改　正　　令和８年１０月２８日（文言変更）